

最低賃金って、何ですか？

【質問】

給料が安いことを友人に相談したら「もしかしたら最低賃金を下回っているかもしれないよ。一度調べてみた方がいいよ。」と言われました。最低賃金って何ですか。また、自分の給料が最低賃金を下回っているかどうかを調べるにはどうしたらいいですか。

【答え】

会社は給料の額を自由に決めることができますがあまりに安いと労働者が生活するのに困ります。そこで最低賃金法で国が賃金の最低額を定めており、会社はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。したがって最低賃金未満で働かせることは法律違反になります。最低賃金は年齢に関係なく、パートや学生、アルバイトなどを含め働くすべての人に適用されます。

仮に最低賃金額より低い賃金で働くことを労働者と会社との間で合意していても、法律によって無効となり、最低賃金額以上の支払いが必要になります。会社が労働者に最低賃金未満の賃金しか支払っていない場合、労働者はその差額の支払いを求めることができます。

最低賃金には都道府県ごとに定められている「地域別最低賃金」と特定の産業について地域別最低賃金より高く設定されている「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。

最低賃金額以上であるかどうかは、支払われる給料を時間給にし、適用される最低賃金額以上であるかどうか比較します。

比較方法は①時間給制 時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

②日給制 日給 $\div$ 1日所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

③月給制 月給 $\div$ 1か月の所定労働時間数 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

④ ①～③の組み合わせの場合 基本給が時間給、日給制で各手当（職務手当など）が月給制などの場合はそれぞれを時間給にして、合計したものを最低賃金額と比較します。

ただし、比較するにあたって、以下の賃金は含めません。

ア 臨時に支払われる賃金

イ 賞与などの1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

ウ 時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金

エ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

最低賃金は毎年改定され、平成26年10月8日から鳥取県の最低賃金は677円（時間額）です。

なお、下表の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。

特定（産業別）最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	743円	H26.12.25
鳥取県各種商品小売業最低賃金※	700円	H26.12.13

※各種商品小売業とは百貨店・総合スーパー等が該当し、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等は該当しない。

【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 時間当たりの賃金が最低賃金額を下回っていることは法律に違反します。労働者はその差額を請求できます。
- ❖ 最低賃金は毎年改定されます。自分の給料額と最低賃金を比較してみましょう。